

防府市移住支援金交付要綱

令和6年10月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内で交付する防府市移住支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件を満たす者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、これに加えて第6号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次のa又はbのいずれかに該当すること。

a 次の(a)及び(b)に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京都の特別区内の大学等へ通学し、東京都の特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(a) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京

都の特別区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京都の特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- (b) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京都の特別区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京都の特別区内への通勤をしていたこと（ただし、東京都の特別区内への通勤の期間については、住民票を移すか月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- b 次の(a)及び(b)に掲げる事項の全てに該当すること（aに該当する者を除く。）。ただし、第2号又は第4号に該当する場合であって、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

 - (a) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。
 - (b) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 令和7年4月1日以降に転入したこと。
- (b) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (c) 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (b) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条例に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (c) 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員いずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、山口県及び本市が認める場合を除く。
- (d) 防府市税を滞納していないこと。
- (e) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 創業に関する要件

申請時において、公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を1年以内に受けていること。

(3) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (b) 就業先が、山口県が設置及び運営をする「やまぐち移住就業マッチングサイト」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載された求人に基づくものであること。
- (c) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該法人に就業していること。
- (d) 就業先の求人がマッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降、当該就業先の求人に応募をしたこと。
- (e) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (f) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の

雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (b) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (c) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (d) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (e) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 第2条（1）アaに該当するもの。

イ 本市が参加又は出展する移住・交流イベントに複数回参加し、本市に相談した経験を有するもの。

ウ 農林水産業に就業するもの。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」とい

- うが移住元において、同一世帯に属していること。
- イ 2人以上の世帯員がいずれも、令和7年4月1日以降の転入であること。
- ウ 2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
- エ 2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- オ 2人以上の世帯員がいずれも、防府市税を滞納していないこと。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に定める要件を満たし、(1)のアaに該当する場合は、単身の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。
- (2) 第2条に定める要件を満たし、(1)のアbに該当する場合は、単身の場合は30万円、2人以上の世帯の場合は50万円を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき50万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市移住支援金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認することができる書類
- (2) 就業証明書（第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を防府市移住支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、防府市移住支援金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、防府市移住支援金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合
- イ 支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合
- ウ （就業の場合のみ該当）支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 創業補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 防府市移住支援金（東京圏）交付要綱及び防府市移住支援金（三大都市圏）交付要綱（以下「従前の要綱」という。）は、令和6年10月15日をもって廃止する。

3 ただし、令和6年10月14日以前に本市に住民票を移した者については、従前の要綱に基づき取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 ただし、令和7年3月31日以前に本市に住民票を移した者については、従前の要綱に基づき取り扱うものとする。